

# ～公益法人だより～

第 14 号 令和 2 年(2020) 3 月 27 日

滋賀県総務部総務課 発行

## 目次

- 1 理事等の選任について
- 2 新型コロナウイルス感染症への対応について

### 1 理事等の選任について

新理事・監事の選任は社員総会・評議員会決議事項であり、通常は理事会が当該議題および議案を決定します。

#### (1) 新理事・監事候補者の選任時の注意点

##### 【欠格事由の確認】

- ・ 新理事・監事選任時において、新理事・監事候補者が欠格事由に該当しない旨や反社会的勢力の者でないことを法人として確認する必要があります。
- ・ しかし、法人側でそれらに該当しない旨を証明することは難しいと思われるため、本人からの申告により確認する方法が一般的です。
- ・ これらは、法律上、書面により確認することまで求められていませんが、一定の欠格事由に該当する場合直ちに公益認定取り消しになる場合も想定されますので、書面により確認しておくほうが望ましいと考えられます。(別添 確認書参考様式参照)。

※ 一般法人法第 65 条、認定法第 6 条

※ ただし、一般法人法第 65 条が今後改正されるので(施行日は未定)、その時点で文言修正する必要があります。

##### 【監事候補者選任時に必要な手続】

- ・ 新監事の人選については、現監事の過半数の同意が必要です。同意のあったことは、法律上、書面であることは求められていませんが、通常は同意書等により同意を確認します。(別添 同意書参考様式参照)
- ・ なお、新監事候補者を決定する理事会に監事の過半数が出席し、新監事案を社員総会・評議員会に提案することに、特に異議を述べず、議事録署名を行った場合は、同意があったものとみなすことも可能です。

※ 一般法人法第 72 条、第 177 条

※ 過半数とは半数を超えるという意味ですので、監事が 2 名の場合は 2 名の同意が必要と

なります。

## (2) 理事長選出のための理事会開催時の注意点

- ・ 定時社員総会・評議員会において新理事が選任され、会終了後、直ちに新理事長選出のための理事会が開催されることが多く見られます。
- ・ 理論上、定時社員総会・評議員会終結時点から、新理事・新監事となるため、定時社員総会・評議員会終了後、直ちに理事会を行う場合、「招集通知」を発出する時間がありません。

→ よって、一般法人法第 94 条第 2 項に定める「招集通知の省略」を適用します。

- ・ 新理事・新監事全員の同意があれば招集通知の省略により理事会の開催が可能となります。  
(なお、実務上の手続きとして、事前に日程調整を行い、新理事(監事)候補者あてに事務連絡で、社員総会・評議員会当日の終了予定時間に参集してもらうようにしておくことは必要。)
- ・ 招集通知の省略は、理事監事全員の同意が必要なため、その場に全員が集合していれば、口頭で同意をとってその旨を理事会議事録に明記しておくことになります。
- ・ 欠席者がある場合は、電話等で連絡をとるなど、何らかの方法で同意をとり、その旨を記録しておきます。
- ・ そして、理事会の冒頭で、「本理事会は、開催について理事および監事の全員の同意を得たため、招集通知の省略により実施する。」旨を宣言し、議事録に明記することが必要です。

※ 一般法人法第 94 条、第 197 条

- ・ 上記によって選出された新理事長や新役員の登記は、選任後二週間以内に行ってください。  
※ 一般法人法第 303 条
- ・ 登記後速やかに、県に役員等の変更届の提出を忘れずに行ってください。(公益法人 information から提出)

## 2 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の影響が広がる中、事業の中止や理事会等の手続について御対応いただいているところです。

当課からメールにより情報提供を行っているところですが、まとめたページは以下に掲載されておりますので、改めてお知らせいたします。

公益法人インフォメーション：<https://www.koeki-info.go.jp/>

→内閣府からのお知らせ：【更新】新型コロナウイルス感染症への対応について

多数の社員がおられる公益社団法人について、社員総会を書面・電磁的方法による議決権の行使(一般法人法第 51 条、52 条)や議決権の代理行使(同 50 条)、決議の省略(同 58 条)により開催することが困難である場合で、状況が解消された後合理的な期間内に開催しようとされる場合は、当課へ御連絡いただきますようお願いいたします。

評議員会や理事会についても、開催が困難である場合は、御相談ください。

行政庁への提出書類（事業計画書、事業報告書等）について、期限までに提出することが難しい場合についても、事前に御連絡くださるようお願いいたします。

また、令和2年3月19日付けで「収支相償」について追加されたところです。収支相償について、従来の取扱から変更はありませんが、今般の事態のために剰余金が発生する場合は、中長期的な収支見通しを立てていただく等、御説明いただきましたら、事情を斟酌いたします。

## ●おわりに

年度末で御多忙の上に、新型コロナウイルス感染症への対応で大変な日々をお過ごしのことと存じますが、次年度もどうぞよろしく願いいたします。

以 上

### （法令の表記）

一般法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

法人法施行規則：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則

認定法：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

認定法施行令：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令

認定法施行規則：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則

確認書作成例

年 月 日

公益社団（財団）法人〇〇〇〇  
代表理事 △△ △△ 様

住 所

氏 名 ⑩

確 認 書

1. 私は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下、「認定法」という。）第 6 条第 1 号イからニまでに規定する欠格事由に該当しません。

2. 私が現在就任している他の法人等（公益法人含む）の役職名等は下記のとおりです。

なお、新たに他法人等の役員に就任するなど下記事項に変更があるときは、遅滞なくその旨を貴法人に通知します。

団体等名称	役職名

3. 私は、私が代表理事または業務執行理事に就任している他の公益法人において、認定法第 29 条第 1 項各号の事由に該当する疑いが生じた場合は、直ちにその旨を貴法人に通知いたします。

4. 私は、私が代表理事または業務執行理事に就任している他の公益法人が、認定法第 29 条第 2 項各号のいずれかに該当するものとして、認定法第 28 条第 1 項に規定する勧告又は第 3 項に規定する命令を受けたときは、直ちにその旨を貴法人に通知いたします。

裏面に続く→

確認書作成例

対象者により要文言修正

5. 私は、各理事（候補者）について、下記における関係がある者が（どちらかを○で囲んでください。）

いません。

・ います。

→（いる場合の関係者氏名：）

関係がある者

あなたの親族関係等

- ① 配偶者
- ② 三親等以内の親族
- ③ 事実上婚姻関係と同様の状態にある者
- ④ 使用人（個人的に雇用している者）
- ⑤ あなたから受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ⑥ ④又は⑤に掲げるものの配偶者
- ⑦ ③から⑤に掲げるものの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

6. 私は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。）第 65 条第 1 項各号に規定する欠格事由に該当しません。

以 上

## 確認書作成例

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)一(抄)一

(欠格事由)

第六条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から五年を経過しないもの

ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。)若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。)に違反したことにより、若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第六号において「暴力団員等」という。)

二 第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消され、その取消の日から五年を経過しないもの

三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反しているもの

四 その事業を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下同じ。)を受けることができないもの

五 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

六 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

(公益認定の取消し)

第二十九条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

一 第六条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

二 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。

三 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。

四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。

一 第五条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。

二 前節の規定を遵守していないとき。

三 前二号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

## 確認書作成例

### ○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)－(抄)－

(公益認定の基準)

第五条 行政庁は、前条の認定(以下「公益認定」という。)の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

- 十 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。
- 十一 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。

### ○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令(平成19年政令第276号)－(抄)－

(理事と特別の関係がある者)

第四条 法第五条第十号の政令で定める理事と特別の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二 当該理事の使用人
- 三 前二号に掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- 四 前二号に掲げる者の配偶者
- 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの(他の同一の団体において相互に密接な関係にある者)

第五条 法第五条第十一号の政令で定める相互に密接な関係にある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- 二 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
  - イ 国の機関
  - ロ 地方公共団体
  - ハ 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人、二 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人
  - ホ 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人
  - ヘ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。第八条第一号において同じ。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

### ○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)－(抄)－

(役員の資格等)

第六十五条 次に掲げる者は、役員となることができない。

- 一 法人
- 二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 三 この法律若しくは会社法(平成十七年法律第八十六号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第百二十九号)第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

(評議員の資格等)

第七十三条 第六十五条第一項の規定は、評議員について準用する。

(監事の選任に関する同意書の例)

年 月 日

公益社団（財団）法人〇〇〇〇  
代表理事 〇〇 〇〇 様

公益社団（財団）法人〇〇〇〇  
監 事 〇〇 〇〇 印

監事の選任に関する同意書

私は、 年 月 日開催の社員総会（評議員会）において、下記の監事候補者を提案することについて同意をします。

記

監事候補者 〇 〇 〇 〇 氏

監事候補者 〇 〇 〇 〇 氏